

事務連絡
平成23年3月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 地域保健主管部（局）長 殿

（除く、岩手県、宮城県、福島県
仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市）

厚生労働省健康局総務課地域保健室
保健指導室

福島県内への保健師等の派遣について（依頼）

東北地方太平洋沖地震につきまして、保健師等の派遣にご協力、ご支援いただきありがとうございます。

現在、岩手県・宮城県・福島県・仙台市（以下「被災県」という。）から災害対策基本法第30条に基づく地方自治体職員の派遣にかかる斡旋の求めがあり、被災県以外の都道府県等の協力を得て、被災県への保健師等の派遣調整を行っているところです。

平成23年3月27日現在で、これまで岩手県で35チーム、宮城県で49チーム、仙台市で27チームが活動をされていますが、福島県への派遣は2チームとわずかです。

本日、福島県知事から厚生労働大臣に対して、福島県への保健師等の派遣の増員について要望がありました。具体的には、福島市、郡山市、二本松市、相馬市、三春町、新地町、猪苗代町、会津若松市、会津美里町、会津坂下町ですが、これらの地域は、福島第一原子力発電所から半径30km以上離れている地域であり、避難・屋内待避指示区域外です。

福島第一原子力発電所の事故に関連して派遣を躊躇している自治体もあるかと思いますが、再度、福島県への保健師等の派遣についてご検討をお願いいたします。

〈連絡先〉

厚生労働省健康局総務課保健指導室 藤井、鈴木
地域保健室 菊池、南

TEL 03-5253-1111

(内)2391, 2332, 2394

03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

E-mail hokenshidoushitu@mhlw.go.jp